

第 4 期中期目標期間に向けた国立大学法人評価委員会の体制について

1. 趣旨

国立大学法人法第 30 条第 3 項及び第 31 条第 3 項において、文部科学大臣は国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の中期目標を定め、また、中期計画を認可するに当たり、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならないものとされており、令和 4 年度からの第 4 期中期目標期間に向け、各国立大学法人等から提出される第 4 期中期目標及び中期計画の素案の審議方針及び第 4 期中期目標期間における国立大学法人等の評価の実施方法について検討する必要がある。

国立大学法人法（平成十五年法律第百二号）

（中期目標）

第三十条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第三十一条 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 文部科学大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2. 検討体制

上記趣旨に鑑み、別紙のとおり、国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会及び大学共同利用機関法人分科会の下にそれぞれワーキンググループを設け、第 4 期中期目標・中期計画の素案の審議方針や第 4 期中期目標期間における国立大学法人等の評価の実施方法について検討することとしたい。

国立大学法人の第4期中期目標・中期計画及び評価等に関するワーキンググループの設置について

令和2年11月20日
国立大学法人評価委員会
国立大学法人分科会決定

1. 設置目的

第4期中期目標期間に向け、各国立大学法人から提出される第4期中期目標及び中期計画の素案の審議方針及び第4期中期目標期間における国立大学法人評価の実施方法について検討を行うため、国立大学法人の第4期中期目標・中期計画及び評価等に関するワーキンググループを設置する。

2. 位置付け

国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会の下に本ワーキンググループを設ける。

3. 委員構成

ワーキンググループの構成員は、国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会長の指名する委員及び臨時委員、専門委員で構成する。

4. 検討事項

- (1) 国立大学法人の第4期中期目標・中期計画の審議方針
- (2) 第4期中期目標期間における国立大学法人評価の実施方法
- (3) その他、第4期中期目標・中期計画及び評価等に関し審議が必要な事項

大学共同利用機関法人の第4期中期目標・中期計画及び評価等に関するワーキンググループの設置について

令和2年11月27日
国立大学法人評価委員会
大学共同利用機関法人分科会決定

1. 設置目的

第4期中期目標期間に向け、各大学共同利用機関法人から提出される第4期中期目標及び中期計画の素案の審議方針及び第4期中期目標期間における大学共同利用機関法人の評価の実施方法について検討を行うため、大学共同利用機関法人の第4期中期目標・中期計画及び評価等に関するワーキンググループを設置する。

2. 位置付け

国立大学法人評価委員会大学共同利用機関法人分科会の下に本ワーキンググループを設ける。

3. 委員構成

ワーキンググループの構成員は、国立大学法人評価委員会大学共同利用機関法人分科会長の指名する委員及び臨時委員、専門委員で構成する。

4. 検討事項

- (1) 大学共同利用機関法人の第4期中期目標・中期計画の審議方針
- (2) 第4期中期目標期間における大学共同利用機関法人の評価の実施方法
- (3) その他、第4期中期目標・中期計画及び評価等に関し審議が必要な事項